

「その他の記載内容」についての前回の議論

- 前回の総会・監査部会（第 43 回）合同会合においては、
 - ・ 非財務情報の重要性が高まる中、監査人が、「その他の記載内容」について財務諸表の表示及び監査の過程で得た知識に照らして検討を行うことは、財務諸表の信頼性だけでなく、非財務情報に対する信頼性を高める反射的効果も期待される
 - ・ 「その他の記載内容」に関する監査人の対応や監査報告書の記載事項について、国際的な整合性を図ることが必要といった意見が出された一方、
 - ・ 有価証券報告書の記述情報の充実に向けた取組みが進められている中で、監査人によるチェックを強化すると、企業の創意工夫や独自性が損なわれるおそれがあるのではないか
 - ・ 監査人が「その他の記載内容」についての対応の結果を監査報告書に記載することで、期待ギャップを生むおそれがあるのではないか
 - ・ 監査人の責任、特に「その他の記載内容」に虚偽表示が含まれていた場合の監査人の法的責任について、十分検討する必要があるのではないかといった意見も出された。

- また、仮に、「その他の記載内容」についての監査人の役割を強化する場合でも、監査人に対して「その他の記載内容」への保証の提供を求めることは時期尚早であり、国際監査基準と同様、財務諸表監査の枠組みの中で対応すべき、との意見が複数あった。

- こうした議論を踏まえれば、今後、次のような論点について、引き続き、検討を深めていく必要があるか。
 - ・ 監査人が採るべき手続の目的及び具体的内容
 - ・ 期待ギャップへの対応
 - ・ 監査人の法的責任

以上